

科学技術関係人材専門調査会の設置等について

平成 15 年 7 月 23 日

総合科学技術会議

- 1 総合科学技術会議令第 2 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に科学技術関係人材専門調査会を設置する。

科学技術関係人材専門調査会は、世界水準の研究成果の創出とその活用を推進するため、必要な科学者・技術者及び専門家の育成・確保について調査・検討を行う。

- 2 総合科学技術会議令第 1 条第 1 項に基づき、総合科学技術会議に、科学技術関係人材に関して調査・検討を行う専門委員を置くことにつき内閣総理大臣に意見具申する。